

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A所在のB大学（以下「大学」という。）に講師として採用され、平成〇年〇月〇日からは法学部教授として教育（講義）及び研究の業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日、大学内の学生食堂において昼食中に突然倒れ意識不明となり、C病院に救急搬送され治療を受けていたが、同月〇日死亡した。死亡診断書には「直接死因：蘇生後脳症」、「蘇生後脳症の原因：くも膜下出血」、「くも膜下出血の原因：右椎骨動脈解離」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料の請求をしたところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 当審査会は、D医師作成の死亡診断書に基づき、被災者は、平成〇年〇月〇日に死亡し、死亡の原因は、「くも膜下出血」（以下「本件疾病」という。）であり、その発症時期を死亡の2日前、同月〇日と判断する。

(2) ところで、脳血管疾患に係る業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が「脳血管疾患及び虚血性心疾患等(負傷に起因するものを除く。)の認定基準について」(平成13年12月12日付け基発第1063号。以下「認定基準」という。)を策定しており、当審査会としても、この取扱いは妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づいて検討する。

(3) 異常な出来事について

本件疾病発症直前から前日までの間において、異常な出来事に遭遇した事実は認められない。

(4) 短期間の過重業務について

本件疾病の発症前おおむね1週間の勤務状況をみると、決定書理由に説示のとおり、発症当日である平成〇年〇月〇日の労働時間は、約3時間30分程度であり、前日の労働時間は7時間32分であり、発症前1週間の総労働時間は、53時間11分であって長時間労働は認められない。また、被災者は、同月7日から10日まで学生を引率してE大学まで出張しているが、同出張の内容等をもみても、被災者に過大な負担があった状況はなく、特段の過重な業務とは認められず、さらに、作業環境等を勘案しても、短期間の過重業務に従事したものは認められない。

(5) 長期間の過重業務について

本件疾病の発症前おおむね6か月間の勤務状況をみると、決定書理由に説示のとおり、発症前1か月ないし6か月間の1か月平均の時間外労働時間は、発症前1か月間は4時間07分、発症前2か月間は3時間01分、発症前3か月間は3時間18分、発症前4か月間は3時間48分、発症前5か月間は3時間13分、発症前6か月間は3時間40分であり、時間外労働時間は、1か月当たり45時間を超えておらず長時間の過重業務は認められない。この間に被災者は、出張を行っているが、その出張の移動は航空機が使用されていることから、特段の過重性は認められない。また、被災者は、○委員長と○部長の兼任により、ある程度の精神的負荷があったものの、その程度は、特に著しく過重とまでは認められない。

したがって、被災者は、長期間の過重業務に従事したものと認められない。

(6) リスクファクターの評価について

被災者は、高血圧症を有していたが、本件疾病の発症当時には治療を受けていなかったことが認められる。

(7) 請求人らは、被災者が自宅において行った作業を労働時間として計上すべきであると主張しているが、被災者が自宅で作業を行うことについて、大学からの明確な業務命令がなされたり、その指揮命令下に行われたものと認められるに足りる事実は確認できない。仮に請求人らの主張するとおり、被災者が自宅において持ち帰り作業を行っていたとしても、被災者が自宅において行った作業は、あくまでも被災者の裁量により任意に行われたものであって、その時間数も明確ではなく、請求代理人が認めるとおり「自宅持ち帰り残業は、自宅という私生活の場であり、使用者から何の拘束も受けておらず、自由に休息でき、精神的緊張もない自由な時間に行われるものであるから」（甲3）、決定書理由に説示のとおり、当審査会も、長期間の過重業務の有無を判断する上で、労働時間として評価することはできないものとする。

(8) 請求人らが労働時間として主張する被災者の懇親会、意見交換会、懇談会及び交流会への参加等については、当審査会としても、決定書理由に説示のとおり、被災者が大学の指揮命令下において行ったものと判断できるものについて労働時間として算入し、出張における移動時間について、大学から特に具体的な業務を命じられているものと判断されない限り労働時間に算入しないとして

審査官が認定した時間外労働時間を妥当なものとして判断する。

また、F大学における非常勤講師としての勤務については決定書理由に説示のとおり、大学からの業務命令や出張命令によるものとは認められず、労災保険における業務起因性の認定において、使用者の指揮監督権限が及ばない他の事業場における就労状況まで考慮することはできないものとして判断する。

(9) したがって、本件疾病は認定基準の対象疾病に該当するものの、被災者には「異常な出来事への遭遇」、「短期間の過重業務」及び「長期間の過重業務」のいずれも認められないことから、本件疾病は業務上の事由によるものであるとは認められず、被災者の死亡は、業務によるものとは認められない。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。